

中野区特別区税条例の一部を改正する条例の概要

地方税法の改正に伴い、中野区特別区税条例（以下「条例」といいます。）を次のように改正しました。

1 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和25年度分（改正前：令和20年度分）の区民税まで延長し、住宅借入金等特別税額控除の対象となる家屋の居住年の期限を令和12年（改正前：令和7年）まで延長します。

＜令和9年1月1日施行＞

【条例付則第3条の4】

2 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の撤廃・延長

この特例のうち、一定のスイッチOTC医薬品の購入費に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入費に係る部分はその適用期限を令和14年度分（改正前：令和9年度分）の区民税まで延長します。

スイッチOTC医薬品 … 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高い一定のもの

＜令和9年1月1日施行＞

【条例付則第3条】

3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長等

(1) この特例の適用期限を令和11年度分（改正前：令和8年度分）の区民税まで延長します。

(2) 譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にあるときは、この特例の適用ができないこととします。

＜(1)については、公布の日施行。(2)については、令和10年1月1日施行、同日以後に行う土地等の譲渡について適用＞

【条例付則第11条】

中野区特別区税条例新旧対照表

改正後	改正前
目次 (略) 第1章 (略) 第2章 普通税 第1節 特別区民税 第9条～第14条 (略) (所得割の課税標準) 第15条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第20条の3において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略) 第16条～第19条 (略) (寄附金税額控除) 第20条 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第20条の2～第22条 (略) (区民税の申告) 第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第	目次 (略) 第1章 (略) 第2章 普通税 第1節 特別区民税 第9条～第14条 (略) (所得割の課税標準) 第15条 (略) 2 (略) 3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第20条の3において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。 4～6 (略) 第16条～第19条 (略) (寄附金税額控除) 第20条 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第20条の2～第22条 (略) (区民税の申告) 第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第

4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号並びに第24条の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第24条 （略）

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。）の氏名

(3)・(4) （略）

2～4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2

4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～8 （略）

第24条 （略）

（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) （略）

2～4 （略）

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2

の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第9条第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得

の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

金額が9,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第9条第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるとこ

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規

ろにより、<u>第1項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>第1項</u>又は<u>同条第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。 4 (略) 5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第25条～第36条 (略) 第2節～第6節 (略) 第3章 (略) 付 則 第1条～第2条の3 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで<u>並びに</u>法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第3条の2～第3条の3 (略) (区民税の住宅借入金等特別税額控除) 第3条の4 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により	則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書を提出することができる。 3 (略) 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第25条～第36条 (略) 第2節～第6節 (略) 第3章 (略) 付 則 第1条～第2条の3 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度<u>から令和9年度</u>までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで<u>及び</u>法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 第3条の2～第3条の3 (略) (区民税の住宅借入金等特別税額控除) 第3条の4 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により
---	---

読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の5 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項又は付則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第3条の6～第3条の9 (肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略) (区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額) 第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項	読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第3条の5 第20条の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第18条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第8条第1項、付則第9条第1項、付則第10条第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項又は付則第14条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第20条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第3条の6～第3条の9 (肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例) 第4条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第23条第1項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。 2・3 (略) (区民税の寄附金税額控除に係る申告の特例に係る申告特例控除額) 第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、法附則第7条の2第4項に
--	---

(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第20条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第6条～第10条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律

規定するところにより控除すべき額を、第20条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第6条～第10条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 (略)

第30号) 第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第11条の2～第18条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第23条第1項ただし書、第24条の2及び第24条の3の改正規定並びに付則第3条の改正規定(「から令和9年度まで」を「以後」に改める部分に限る。)及び付則第3条の4第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第20条第2項の改正規定並びに付則第3条の5及び付則第5条の改正規定並びに付則第11条の改正規定(同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日(区民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の中野区特別区税条例(以下「新条例」という。)第24条の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の中野区特別区税条例第24条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例付則第3条の4の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)

第11条の2～第18条 (略)

第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例付則第11条第4項の規定は、区民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第11条第1項の土地等の譲渡について適用する。